

平成30年7月豪雨に対する診療報酬の請求の取扱いに関するQ&A

【対象保険者】

問1 どの保険者が災害救助法が適用となるのか。

(答)

① 災害救助法適用保険者

「今治市、宇和島市、八幡浜市、大洲市、西予市、松野町、鬼北町、広域連合、愛媛県医師国保組合、愛媛県歯科医師組合、八幡浜市」(平成30年7月27日付)

② 災害救助法適用外保険者

「松山市、伊予市、久万高原町、砥部町、内子町、伊方町、愛南町」(平成30年7月31日付)

※災害救助法適用外の7市町においても、適用市町と同様の被害を受けた被災者については、同等の免除措置が受けられます。

【証明】

問2 災害認定について、罹災証明書が必要か。

(答)

① 災害救助法適用保険者に対しては患者さんの自己申告でかまいません。(口頭で可)。

② 災害救助法適用外保険者に対しては保険者の発行した証明書が必要となります。

※ただし、災害救助法適用保険者については、申し立てた事項について、後日保険者から、被災者に内容の確認が行われることがあります。

【提出方法】

問3 レセプトの提出方法(媒体)は。

(答)

電子レセプト、紙レセプトどちらでも提出可能です。

【レセプト記載方法】

問4 災害認定された患者さんのレセプト記載方法は。

(答)

① 災害後の診療のみの場合 ※レセプト1枚(災害後)で請求

●電子レセプト

- ・ 特記事項欄・・・「96 災1」
- ・ 一部負担金欄(減免区分)・・・「免除」
- ・ 摘要欄・・・「災1」

●紙レセプト

- ・ レセプト右上部余白・・・**朱書**で「災1」
- ・ 一部負担金欄(減免区分)・・・「免除」
- ・ その他・・・通常のレセプトとは分けて提出して下さい。(総括表を別に作成)

災1

② ひと月に災害前と災害後の診療が混在する場合で、災害前と災害後のレセプトを分けて作成が可能なとき ※レセプト2枚(災害前+災害後)で請求

●電子レセプト

- ・ 特記事項欄・・・「96 災1」
- ・ 一部負担金欄(減免区分)・・・「免除」
- ・ 摘要欄・・・「災1」
- ・ その他・・・災害前と災害後のレセプトを分けて作成して下さい。

災1

●紙レセプト

- ・ レセプト右上部余白・・・**朱書**で「災1」
- ・ 一部負担金欄(減免区分)・・・「免除」
- ・ その他・・・災害前と災害後のレセプトを分けて作成。2枚1組で通常のレセプトとは分けて提出して下さい。(総括表を別に作成)

③ ひと月に災害前と災害後の診療が混在する場合で、災害前と災害後のレセプトを分けて作成することが困難なとき

●電子レセプト

- ・ 特記事項欄・・・「97 災2」(平成30年7月診療分のみ適応)
- ・ 一部負担金欄(減免区分)・・・「免除」
- ・ 摘要欄・・・「災害前の診療で患者から徴収した一部負担金額」を記載して下さい。

災2

●紙レセプト

- ・ レセプト右上部余白・・・**朱書**で「災2」(平成30年7月診療分のみ適応)
- ・ 一部負担金欄(減免区分)・・・「免除」
- ・ 摘要欄・・・「災害前の診療で患者から徴収した一部負担金額」を記載
- ・ その他・・・通常のレセプトとは分けて提出して下さい。(総括表を別に作成)

④ 保険証の提示が困難で、番号が不明な場合の記載方法

●電子レセプト

- ・ 保険者を特定できない場合・・・「99999999(8桁)」
- ・ 被保険者証記号が不明・・・記録しない
- ・ 被保険者証番号が不明・・・「99999999(9桁)」

●紙レセプト

- ・ 保険者を特定できない場合・・・記載不要
- ・ 被保険者証記号が不明・・・記載不要
- ・ 被保険者証番号が不明・・・記載不要
- ・ 被保険者証記号、被保険者証番号が確認できない場合は、明細書の欄外上部に**朱書**で「不詳」と記載して下さい。

【食事】

問5 食事標準負担額も免除になるのか。

(答)

食事標準負担額については、災害による一部負担金免除の対象にはなりません。

【公費】

問6 公費番号(地域単独事業を含む)の記載は必要か。

(答)

保険優先となるため、公費番号等の記載は不要です。(地域単独事業も同様)。

ただし、レセプトの摘要欄に「公費負担医療」など公費負担医療の受給者である旨を記載して下さい。

また、公費医療が食事を負担するものについては、公費番号等の記載が必要となります。

【その他】

問7 いつから災害扱いとなるのか。

(答)

災害救助法が適用となった平成30年7月5日(木)からとなります。

問8 災害に係る一部負担金等の取扱期間はいつまでか。

(答)

現在のところ、平成30年10月末の診療までとされています。

問9 患者さんから一部負担金を徴収し、通常どおりのレセプトですでに請求している。今般、その患者さんが、罹災証明書を持参し、被災した方だと分かった。そのため、前回受診時の一部負担金を窓口にて返金した。この場合、すでに請求済みのレセプトはどうしたらよいか。

(答)

請求済みのレセプトを取り下げて、災害扱いのレセプトとして再請求して下さい。

問10 患者さんから一部負担金を徴収し、通常どおりのレセプトですでに請求している。今般、その患者さんが、罹災証明書を持参し、被災した方だと分かった。前回受診時の一部負担金については、保険者から還付を受けている。この場合、すでに請求済みのレセプトはどうしたらよいか。

(答)

請求済みのレセプトを取り下げる必要はありません。